

結婚新生活支援事業補助金申請確認用フロー図（※平成30年4月1日以降に婚姻した場合）

1. 該当要件について

「平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間」に婚姻届を提出し、提出時点で夫婦ともに40歳未満ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません



添付書類…婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

申請日において「市内の新居(同一世帯)に住民登録」はありますか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません



※夫婦ともに住民登録情報の閲覧及び確認（公簿確認）に同意いただけないときは住民票
→同意する方でも、窓口での相談の際には、「申請書（夫及び妻）の同意に関する申立書」を持参ください。

2. 所得要件について

◎夫婦の「平成29年（平成29年1月1日から12月31日まで）の所得」を合算した金額が、『340万円未満』ですか？
※年収にすると概ね480万円～540万円となります。

はい

いいえ

⇒ 夫婦双方又は一方が結婚を機に平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に離職又は転職しましたか？



はい

該当する場合があります。ご相談ください。

いいえ

⇒ 夫婦双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っていますか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません。

↓
該当する場合があります。ご相談ください。

◎夫婦ともに銚田市の市税等（国民健康保険料を含む）に滞納はありませんか？

ありません

あります

⇒ 該当しません



◎夫婦ともに過去に、この補助を受けていませんか？

受けていません

受けています

⇒ 該当しません



3. 申請要件の確認へ

◎申請の住居には「平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間」に住み始めましたか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません



◎申請する住居費又は引越費は「平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間」に支払いしていますか？
（住居費とは、下記要件の①住居費（購入）又は②住居費（賃借）の費用、引越費とは、③引越費の費用をいいます。）

はい

いいえ

⇒ 該当しません



◎新たに住宅を取得又は物件を賃借するにあたり、名義人（契約者）は夫婦のいずれかですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

※結婚を機に引越した場合は、引越費の申請ができる場合があります。③へ



①住宅費（購入）の申請をする方

◎新たに住宅を取得するための直接的な費用ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

⇒添付書類：工事請負又は売買契約書及び領収書（支払内訳の記載のあるもの）の写し

②住宅費（賃借）の申請をする方

◎新たに物件を賃借するための費用ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

⇒添付書類：賃貸借契約書又は領収書（支払内訳の記載のあるもの）の写し、住宅手当支給証明書

③引越費の申請をする方

◎新たに同居する住居への引越であり、引越し業者又は運送業者へ支払った費用ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

⇒添付書類：引越費に係る領収書（支払内訳の記載のあるもの）の写し

提出期限は、『平成31年3月15日まで』です。

※平成30年3月1日～3月31日に婚姻された方については、要件が一部異なりますのでご相談ください。